

平成19年6月30日時点における先進医療の実績報告について

平成19年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）実績報告より

① 先進医療技術数（平成19年6月30日現在）※1	117種類
② 医療機関数（平成19年6月30日現在）	373医療機関
③ 全患者数	14, 179人
④ 総金額	約98億4千万円
⑤ 保険外併用療養費及び一部負担金の合計額	約49億4千万円
⑥ 先進医療に係る費用	約49億円
⑦ 総金額のうち先進医療に係る費用の割合（⑥ / ④）	49. 8%

※1 先進医療技術数については、健康保険法の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)において、平成18年10月1日より統合された旧高度先進医療において行われていた技術を含めた技術数である。

※2 健康保険法の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)において、平成18年10月1日より、特定療養費は保険外併用療養費に改変されている。

※3 保険診療における患者負担分は含まない。

< 過去5年間の実績 >

	技術数※	医療機関数	全患者数	総金額	保険外併用療養費及び一部負担金の合計額	先進医療及び旧高度先進医療に係る費用	総金額のうち先進医療及び旧高度先進医療に係る費用の割合
平成15年5月31日時点における高度先進医療の実績 平成14年6月1日～平成15年5月31日	70種類	98医療機関	2,292人	約23億円	約16億円	約7億円	31.9%
平成16年5月31日時点における高度先進医療の実績 平成15年6月1日～平成16年5月31日	71種類	90医療機関	2,199人	約22億円	約11億円	約11億円	48.8%
平成17年5月31日時点における高度先進医療の実績 平成16年6月1日～平成17年5月31日	109種類	126医療機関	3,082人	約43億円	約20億円	約23億円	54.3%
平成18年6月30日時点における高度先進医療及び先進医療の実績 平成17年6月1日～平成18年6月30日	107種類	高度先進医療 113医療機関 先進医療 52医療機関	4,561人	約68億3千万円	約30億7千万円	約37億6千万円	55.0%
平成19年6月30日時点における先進医療の実績 平成18年7月1日～平成19年6月30日	117種類	373医療機関	14,179人	約98億4千万円	約49億4千万円	約49億円	49.8%

※ 平成19年における技術数については、健康保険法の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)において、平成18年10月1日より統合された高度先進医療と先進医療を併せた形で標記している。

平成19年6月30日時点における各先進医療技術に係る費用

平成19年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）

整理番号	技術名	導入時期	①先進医療総額(円)	②年間実施件数	1件あたり先進医療の費用(①/②円)	平均入院期間(日)
1	高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術(子宮腺筋症に係るものに限る。)	平17. 10. 1	14,293,399	80	178,667	11.7
2	自動吻合器を用いた直腸粘膜脱又は内痔核手術(PPH)(直腸粘膜脱又は内痔核に係るものに限る。)	平17. 11. 1	140,734,311	1,338	105,183	4.6
3	画像支援ナビゲーションによる膝靭帯再建手術(前十字靭帯損傷又は後十字靭帯損傷に係るものに限る。)	平17. 12. 1	1,674,000	18	93,000	12.7
4	凍結保存同種組織を用いた外科治療(心臓弁又は血管を用いるものであって、組織の凍結保存及び外科治療を同一施設内で行うものに限る。)	平18. 1. 1	30,336,826	39	777,867	67.1
5	強度変調放射線治療(限局性の固形悪性腫瘍に係るものに限る。)	平18. 5. 1	213,728,340	310	689,446	19.6
6	胎児心超音波検査(産科スクリーニング胎児超音波検査において心疾患が強く疑われる症例に係るものに限る。)	平18. 6. 1	2,244,300	267	8,406	4.2
7	内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術(泌尿生殖器腫瘍(腎腫瘍、前立腺がん又は副腎腫瘍)に係るものに限る。)	平18. 7. 1	10,939,120	160	68,370	16.7
8	画像支援ナビゲーションによる内視鏡下鼻内副鼻腔手術(慢性副鼻腔炎、副鼻腔のう胞又は鼻副鼻腔良性腫瘍に係るものに限る。)	平18. 8. 1	5,607,000	52	107,827	9.1
9	顔面骨又は頭蓋骨の観血的移動術(顔面骨又は頭蓋骨の先天奇形に係るものに限る。)	昭60. 11. 1	320,000	1	320,000	32.0
10	インプラント義歯(顎骨の過度の吸収により、従来の可撤性義歯では咀嚼機能の回復が困難なものに限る。)	昭60. 11. 1	322,871,724	546	591,340	4.1
11	顎顔面補綴(腫瘍手術、外傷及び炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係るものに限る。)	昭61. 10. 1	397,654	6	66,276	
12	培養細胞による先天性代謝異常診断(胎児又は新生児に係るものに限る。)	昭61. 12. 1	99,800	2	49,900	26.0
13	顎関節症の補綴学的治療(顎関節症(顎関節内障、下顎頭の著しい変形及び顎関節円板の断裂を除く。))に係るものに限る。)	昭62. 3. 1	667,600	10	66,760	
14	溶血性貧血症の病因解析及び遺伝子解析診断法(先天性溶血性貧血に係るものに限る。)	平 3. 4. 1	9,600	1	9,600	
15	経皮的埋め込み電極を用いた機能的電子刺激療法(神経の障害による運動麻痺又は骨・関節手術後の筋萎縮に係るものに限る。)	平 4. 11. 1	71,400	2	35,700	23.0
16	人工括約筋を用いた尿失禁の治療	平 5. 5. 1				
17	人工中耳(慢性中耳炎その他の原因による難聴に係るものに限る。)	平 5. 5. 1				
18	実物大臓器立体モデルによる手術計画(頭蓋顎顔面領域の骨変形、欠損若しくは骨折又は骨盤、四肢骨若しくは脊椎の骨格に変形を伴う疾患に係るものに限る。)	平 5. 11. 1	25,379,074	83	305,772	24.3
19	歯周組織再生誘導法(歯周疾患による根分岐部病変又は垂直性骨欠損に係るものに限る。)	平 6. 7. 1	4,644,688	83	55,960	0.0
20	接着ブリッジによる欠損補綴並びに動揺歯固定(少数歯欠損又は動揺歯に係るものに限る。)	平 7. 2. 1	1,324,200	28	47,293	
21	光学印象採得による陶材歯冠修復法(歯冠部齲蝕の修復に係るものに限る。)	平 7. 7. 1	244,800	9	27,200	
22	性腺機能不全の早期診断法(小陰茎、停留睾丸、尿道下裂、半陰陽、原発性無月経、生理不順、多毛又は性染色体異常に係るものに限る。)	平 7. 12. 1	140,000	1	140,000	
23	経皮的レーザー椎間板切除術(内視鏡下によるものを含み、椎間板ヘルニアに係るものに限る。)	平 8. 7. 1	3,318,300	20	165,915	4.2
24	エックス線透視下非観血的唾石摘出術(唾石症(唾石と導管壁との癒着がないものに限る。))に係るものに限る。)	平 8. 8. 1	504,000	14	36,000	
25	造血器腫瘍細胞における薬剤耐性遺伝子産物P糖蛋白の測定(白血病、悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫その他の造血器悪性腫瘍に係るものに限る。)	平 8. 12. 1	30,000	1	30,000	61.0

平成19年6月30日時点における各先進医療技術に係る費用

平成19年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）

整理番号	技術名	導入時期	①先進医療総額(円)	②年間実施件数	1件あたり先進医療の費用(①/②円)	平均入院期間(日)
26	スキンドファイバー法による悪性高熱症診断法(手術が予定されている者で、悪性高熱症が強く疑われる者に係るものに限る。)	平 9. 7. 1				
27	血小板膜糖蛋白異常症の病型及び病因診断(血小板無力症又はベルナルル・スーリエ症候群に係るものに限る。)	平 9. 9. 1				
28	焦点式高エネルギー超音波療法(前立腺肥大症に係るものに限る。)	平 9. 11. 1				
29	レーザー応用による齶蝕除去・スケーリングの無痛療法(齶蝕症又は歯周疾患による歯石沈着症に係るものに限る。)	平 9. 11. 1	91,400	16	5,713	
30	オープンMRを用いた腰椎椎間板ヘルニアに対するヤグレーザーによる経皮的椎間板減圧術(腰椎椎間板ヘルニア(髄核が完全脱出でないヘルニアに限る。))に係るものに限る。)	平10. 1. 1	5,915,218	34	173,977	1.9
31	顎関節鏡視下レーザー手術併用による円板縫合固定術(顎関節脱臼又は顎関節内障のうち円板を中心とした顎関節内部の軟組織に異常を伴うものに限る。)	平10. 1. 1	616,380	3	205,460	32.0
32	肺腫瘍のCTガイド下気管支鏡検査	平10. 2. 1	797,800	15	53,187	9.7
33	先天性血液凝固異常症の遺伝子診断(アンチトロンビン欠乏症、第Ⅶ因子欠乏症、先天性アンチトロンビンⅢ欠乏症、先天性ヘパリンコファクターⅡ欠乏症又は先天性プラスミノゲン欠乏症に係るものに限る。)	平10. 10. 1	196,200	3	65,400	17.7
34	顎関節脱臼内視鏡下手術(習慣性顎関節脱臼に係るものに限る。)	平11. 1. 1	135,910	1	135,910	
35	筋緊張性ジストロフィーのDNA診断	平11. 6. 1				
36	SDI法による抗がん剤感受性試験(がん性腹膜炎又はがん性胸膜炎に係るものに限る。)	平11. 6. 1				
37	栄養障害型表皮水疱症のDNA診断	平11. 7. 1	81,400	1	81,400	
38	家族性アミロイドーシスのDNA診断	平11. 7. 1	489,500	17	28,794	4.1
39	三次元形状解析による顔面の形態的診断(頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患に係るものに限る。)	平11. 9. 1	64,000	4	16,000	
40	マス・スペクトロメトリーによる家族性アミロイドーシスの診断(トランスサイレチン異常による家族性アミロイドーシスに係るものに限る。)	平11. 9. 1				
41	抗がん剤感受性試験(進行胃がん、大腸がん、食道がん、頭頸部進行がん、進行乳がん、消化器がん、肺がん、がん性胸・腹膜炎、子宮頸・体がん又は卵巣がん(胸水又は腹水例を含む。))に係るものに限る。)	平12. 3. 1	5,039,450	174	28,962	32.4
42	子宮頸部前がん病変のHPV-DNA診断(子宮頸部軽度異形成に係るものに限る。)	平12. 3. 1	1,922,800	154	12,486	
43	不整脈疾患における遺伝子診断(先天性QT延長症候群に係るものに限る。)	平12. 3. 1	1,774,200	36	49,283	10.9
44	腹腔鏡下肝切除術(肝腫瘍(肝部分切除又は肝外側区域切除の適応となる症例)に係るものに限る。)	平12. 7. 1	2,145,210	8	268,151	21.5
45	画像支援ナビゲーション手術(頭頸部若しくは脊髄の腫瘍、血管病変又は脊椎病変に係るものに限る。)	平12. 10. 1	24,993,100	315	79,343	45.7
46	悪性腫瘍に対する粒子線治療(固形がんに係るものに限る。)	平13. 7. 1	1,923,343,000	678	2,836,789	27.3
47	エキシマレーザーによる治療的角膜切除術(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性)に係るものに限る。)	平13. 3. 1	2,609,600	15	173,973	3.3
48	成長障害のDNA診断(特発性低身長症に係るものに限る。)	平13. 3. 1	95,800	1	95,800	
49	生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、嚢胞性肺繊維症又は肺嚢胞症に係るものに限る。)	平15. 2. 1	33,995,400	11	3,090,491	115.2
50	耳鼻いんこう科領域の機能障害を伴った顎関節症に対する中耳伝音系を指標とした顎位決定法	平15. 2. 1				

平成19年6月30日時点における各先進医療技術に係る費用

平成19年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）

整理番号	技術名	導入時期	①先進医療総額(円)	②年間実施件数	1件あたり先進医療の費用(①/②円)	平均入院期間(日)
51	門脈圧亢進症に対する経頸静脈肝内門脈大循環短絡術(内視鏡的治療及び薬物治療抵抗性の食道・胃静脈瘤、門脈圧亢進症性胃腸症、難治性腹水又は難治性肝性胸水に係るものに限る。)	平15. 4. 1	5,674,912	16	354,682	39.4
52	乳房温存療法における鏡視下腋窩郭清術(主に乳房温存手術が可能なステージⅠ又はステージⅡの乳がんに係るものに限る。)	平15. 4. 1	445,200	12	37,100	10.3
53	声帯内自家側頭筋膜移植術(一側性反回神経麻痺又は声帯溝症に係るものに限る。)	平15. 7. 1				
54	骨髄細胞移植による血管新生療法(閉塞性動脈硬化症又はバージャー病(従来の治療法に抵抗性のもので、フォンタン分類Ⅲ度又は同分類Ⅳ度のものに限る。))に係るものに限る。)	平15. 7. 1	8,668,309	33	262,676	63.8
55	ミトコンドリア病のDNA診断(高乳酸血症その他のミトコンドリア機能低下が疑われる疾患に係るものに限る。)	平15. 9. 1	183,000	6	30,500	16.2
56	鏡視下肩峰下腔徐圧術(透析アミロイド肩関節症又は腱板断裂、五十肩若しくは関節リウマチその他の原因による肩インピンジメント症候群に係るものに限る。)	平15. 9. 1				
57	神経変性疾患のDNA診断(ハンチントン舞蹈病、脊髄小脳変性症、球脊髄性筋萎縮症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症性周期性四肢麻痺又はマックリート症候群その他の神経変性疾患に係るものに限る。)	平15. 9. 1	4,951,790	20	247,590	11.7
58	脊髄性筋萎縮症のDNA診断	平15. 11. 1	53,100	1	53,100	
59	難治性眼疾患に対する羊膜移植術(再発翼状片、角膜上皮欠損(角膜移植によるものを含む。)、角膜穿孔、角膜化学腐食、角膜癒着、瞼球癒着(スティーブンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡、熱・化学外傷癒着期その他の重症の癒着性角結膜疾患を含む。)、結膜上皮内過形成又は結膜腫瘍その他の眼表面疾患に係るものに限る。)	平15. 11. 1	1,390,020	21	66,191	12.2
60	固形がんに対する重粒子線治療	平15. 11. 1	1,716,855,000	557	3,082,325	28.3
61	脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術(原発性脊椎腫瘍又は転移性脊椎腫瘍に係るものに限る。)	平16. 1. 1	18,147,600	9	2,016,400	71.4
62	31P-磁気共鳴スペクトロスコピーとケミカルシフト画像による糖尿病性足病変の非侵襲的診断(糖尿病性足病変危険群と考えられる糖尿病患者に係るものに限る。)	平16. 8. 1	11,100	1	11,100	90.0
63	特発性男性不妊症又は性腺機能不全症の遺伝子診断	平16. 8. 1				
64	遺伝性コプロポルフィン症のDNA診断	平16. 8. 1				
65	固形腫瘍(神経芽腫)のRNA診断	平16. 8. 1				
66	硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療(腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊椎管狭窄症又は腰椎手術の実施後の腰下肢痛(保存治療に抵抗性のものに限る。))に係るものに限る。)	平16. 8. 1	5,175,940	31	166,966	8.4
67	重症BCG副反応症例における遺伝子診断(BCG副反応症例又は非定形抗酸菌感染で重症、反復若しくは難治である場合に係るものに限る。)	平16. 8. 1	150,000	5	30,000	
68	自家液体窒素処理骨による骨軟部腫瘍切除後骨欠損の再建	平16. 11. 1	845,600	8	105,700	51.0
69	膵腫瘍に対する腹腔鏡補助下膵切除術(インスリノーマ、脾動脈瘤、粘液性嚢胞腫瘍、膵管内腫瘍その他の膵良性腫瘍に係る膵体尾部切除又は核出術に限る。)	平16. 11. 1	3,573,500	14	255,250	21.6
70	低悪性度非ホジキンリンパ腫の遺伝子診断(マントル細胞リンパ腫の補助診断として用いるものに限る。)	平16. 11. 1	153,000	5	30,600	17.2
71	悪性脳腫瘍に対する抗がん剤治療における薬剤耐性遺伝子解析	平16. 11. 1	212,100	7	30,300	60.0
72	高発がん性遺伝性皮膚疾患のDNA診断(基底細胞母斑症候群又はカウデン病に係るものに限る。)	平16. 11. 1				
73	Q熱診断における血清抗体価測定及び病原体遺伝子診断(急性期又は慢性期のQ熱に係るものに限る。)	平16. 11. 1	339,910	18	18,884	

平成19年6月30日時点における各先進医療技術に係る費用

平成19年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）

整理番号	技術名	導入時期	①先進医療総額(円)	②年間実施件数	1件あたり先進医療の費用(①/②円)	平均入院期間(日)
74	エキシマレーザー冠動脈形成術(従来の経皮的冠動脈形成術による治療が困難なもの、慢性完全閉塞のもの又はこれに準ずるものに限る。)	平16. 11. 1	15,110,403	67	225,528	11.4
75	活性化Tリンパ球移入療法(原発性若しくは続発性の免疫不全症の難治性日和見感染症又は慢性活動性EBウイルス感染症に係るものに限る。)	平16. 11. 1				
76	抗がん剤感受性試験(CD-DST法)(消化器がん、乳がん、肺がん又はがん性胸・腹膜炎に係るものに限る。)	平16. 11. 1	16,674,400	189	88,224	29.6
77	家族性アルツハイマー病の遺伝子診断	平16. 12. 1				
78	膀胱尿管逆流症に対する腹腔鏡下逆流防止術(膀胱尿管逆流症(国際分類グレードVの高度逆流症を除く。))に係るものに限る。)	平16. 12. 1	480,000	1	480,000	8.0
79	中枢神経白質形成異常症の遺伝子診断	平16. 12. 1	144,000	6	24,000	
80	三次元再構築画像による股関節疾患の診断と治療	平16. 12. 1	12,786,516	100	127,865	30.9
81	泌尿生殖器腫瘍の後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術(泌尿生殖器腫瘍のリンパ節転移例又は画像上リンパ節転移が疑われるものに限る。)	平17. 2. 1	3,117,460	8	389,683	21.8
82	HLA抗原不一致血縁ドナーからのCD34陽性造血幹細胞移植(HLA適合ドナーがないために造血幹細胞移植が受けられない小児のがん、難治性造血障害又は免疫不全症に係るものに限る。)	平17. 2. 1				
83	頸椎椎間板ヘルニアに対するヤグレーザーによる経皮的椎間板減圧術(CT透視下法)(頸椎椎間板ヘルニア(画像診断上椎間板繊維輪の破綻していないヘルニアであって、神経根症が明らかであり保存治療に抵抗性のもの(後縦靭帯骨化症、脊椎管狭窄状態又は脊椎症状のあるものを除く。))に係るものに限る。)	平17. 2. 1				
84	活性化血小板の検出(急性期若しくは慢性期の脳梗塞、睡眠時無呼吸症候群又は心筋梗塞その他の動脈血栓症に係るものに限る。)	平17. 4. 1				
85	ケラチン病の遺伝子診断(水疱型魚鱗癬様紅皮症又は単純型表皮水疱症その他の遺伝子異常に係るものに限る。)	平17. 4. 1				
86	隆起性皮膚線維肉腫の遺伝子診断	平17. 4. 1	13,700	1	13,700	33.0
87	末梢血幹細胞による血管再生治療(慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病(重篤な虚血性心疾患又は脳血管障害を有するものを除く。))に係るものに限る。)	平17. 6. 1	2,984,443	14	213,175	29.6
88	末梢血単核球移植による血管再生治療(慢性閉塞性動脈硬化症又はバージャー病(従来の内科的治療又は外科的治療が無効であるもの)に限り、三年以内の悪性新生物の既往又は未治療の糖尿病性網膜症のあるものを除く。))に係るものに限る。)	平17. 6. 1	4,703,740	20	235,187	41.2
89	グルタミン受容体自己抗体による自己免疫性神経疾患の診断(ラスムッセン脳炎、小児の慢性進行性持続性部分てんかん又はオプソクローヌス・ミオクローヌス症候群に係るものに限る。)	平17. 9. 1	661,500	42	15,750	29.5
90	腹腔鏡下広汎子宮全摘出術(早期子宮頸がん(臨床進行期I bまでのもの)に限る。))に係るものに限る。)	平17. 9. 1	540,200	1	540,200	17.0
91	一絨毛膜性双胎妊娠において発症した双胎間輸血症候群に対する内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術(双胎間輸血症候群に罹患した一絨毛膜性双胎妊娠の症例(妊娠十六週から二十六週に限る。))に係るものに限る。)	平17. 9. 1	21,670,900	49	442,263	42.9
92	カラー蛍光観察システム下気管支鏡検査及び光線力学療法(肺がん又は気管支前がん病変に係るものに限る。)	平18. 10. 1	329,000	5	65,800	17.8
93	先天性銅代謝異常症の遺伝子診断(ウィルソン病、メンケス病又はオクシピタルホーン症候群に係るものに限る。)	平18. 11. 1				
94	超音波骨折治療法(四肢の骨折(治療のために手術中に行われるものを除く。))のうち、観血的手術を実施した場合に限る。)	平18. 11. 1	8,758,214	65	134,742	39.7
95	眼底三次元画像解析(黄斑円孔、黄斑前膜、加齢黄斑変性、糖尿病黄斑症、網膜剥離又は緑内障に係るものに限る。)	平19. 1. 1	22,552,155	5,992	3,764	0.4

平成19年6月30日時点における各先進医療技術に係る費用

平成19年度（平成18年7月1日～平成19年6月30日）

整理番号	技術名	導入時期	①先進医療総額(円)	②年間実施件数	1件あたり先進医療の費用(①/②円)	平均入院期間(日)
98	X線CT診断装置及び手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手術(難治性根尖性歯周炎であって、通常の根管治療では効果が認められないものに限る。)	平19. 4. 1				
201	内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術(頸部良性腫瘍に係るものに限る。)	平11. 6. 1	7,532,329	57	132,146	9.2
202	悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節の遺伝子診断	平15. 4. 1	4,212,780	37	113,859	27.9
203	腫瘍性骨病変及び骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術(転移性脊椎骨腫瘍、骨粗鬆症による脊椎骨折又は難治性疼痛を伴う椎体圧迫骨折若しくは臼蓋骨折に係るものに限る。)	平15. 7. 1	57,250,275	265	216,039	11.0
204	悪性黒色腫又は乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索	平15. 9. 1	61,193,973	1,029	59,469	11.4
205	カフェイン併用化学療法(骨肉腫、悪性線維性組織球腫、滑膜肉腫又は明細胞肉腫その他の骨軟部悪性腫瘍に係るものに限る。)	平16. 1. 1	1,433,500	35	40,957	100.0
206	胎児尿路・羊水腔シャント術(プルーン・ベリー症候群その他の胎児閉塞性尿路疾患に係るものに限る。)	平16. 12. 1				
207	筋過緊張に対するmuscle afferent block(MAB)治療(ジストニア、痙性麻痺その他の局所の筋過緊張を呈する病態に係るものに限る。)	平16. 11. 1	37,800	6	6,300	19.0
208	胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法(胸部悪性腫瘍(従来の外科的治療の実施が困難なもの又は外科的治療の実施により根治性が期待できないものに限る。)	平16. 12. 1	19,524,300	136	143,561	8.6
209	腎悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法(腎悪性腫瘍(従来の外科的治療の実施が困難なもの又は外科的治療の実施により根治性が期待できないものに限る。)	平16. 12. 1	1,554,000	12	129,500	6.1
210	樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法(腫瘍抗原を発現する消化管悪性腫瘍(食道がん、胃がん又は大腸がん)、進行再発乳がん又は原発性若しくは転移性肺がんに係るものに限る。)	平17. 2. 1	9,725,500	21	463,119	1.0
211	内視鏡下甲状腺がん手術(手術の実施後、予後の良い甲状腺乳頭がんに係るものに限る。)	平17. 2. 1	700,500	5	140,100	7.6
212	骨腫瘍のCT透視ガイド下経皮的ラジオ波焼灼療法(転移性骨腫瘍で既存の治療法により制御不良なもの又は類骨腫(診断の確実なものに限る。))に係るものに限る。)	平17. 2. 1	474,400	4	118,600	2.8
213	下肢静脈瘤に対する血管内レーザー治療法(一次性下肢静脈瘤に係るものに限る。)	平17. 2. 1	12,937,846	132	98,014	1.0
214	胎児胸腔・羊水腔シャントチューブ留置術(特発性又は既知の胎児先天性感染による胸水を主たる徴候とする非免疫性胎児水腫症(NIHF)例であって、胸腔穿刺後一週間に降に胸水の再貯留が認められるもの(妊娠二十週から三十四週未満に限る。))に係るものに限る。)	平17. 4. 1	383,602	4	95,901	33.3
215	早期胃がんに対する腹腔鏡下センチネルリンパ節検索	平17. 4. 1	316,400	11	28,764	24.5
216	副甲状腺内活性型ビタミンD(アナログ)直接注入療法(二次性副甲状腺機能亢進症に係るものに限る。)	平17. 6. 1				
217	自己腫瘍(組織)を用いた活性化自己リンパ球移入療法(がん性の胸水、腹水又は進行がんに係るものに限る。)	平10. 2. 1	44,898,686	96	467,695	8.0
218	自己腫瘍(組織)及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法(がん性の胸水、腹水又は進行がんに係るものに限る。)	平 8. 11. 1	12,292,660	40	307,317	14.5

※ 空欄については実績報告無し

※ 整理番号『2XX』と表示されている部分については、「時限的先進医療」を示す。

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

No.	告示番号	先進医療名及び適応症	I. 実施責任医師の要件													II. 医療機関の要件													III. その他の要件							
			診療科	資格	当診療科の経年数	当技術の経年数	当技術の経年数 当技術の経験者[術者]	当技術の経験者 当技術の経験者又は術者	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携体制	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全委員会の設置	医療機関としての当技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告	その他										
																											要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容
23	二二三	経皮的レーザー椎間板減圧術(内視鏡下によるものを含み、椎間板ヘルニアに係るものに限る。)	要	整形外科又は脳神経外科	要	整形外科専門医又は脳神経外科専門医	不要	要	5	要	10	要	10	要	常勤医師3名以上	不要	不要	要	臨床工学技士	要	1	要	整形外科又は脳神経外科	要	要	要	不要	要	不要	要	要	10	要	10	6	
24	二二四	エックス線透視下非観血的唾石摘出術(唾石症(唾石と導管壁との癒着がないものに限る。))に係るものに限る。)	先進医療から削除へ																																	
25	二二五	造血器腫瘍細胞における薬剤耐性遺伝子産物P糖蛋白の測定(白血病、悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫その他の造血器悪性腫瘍に係るものに限る。)	要	内科又は小児科	要	血液専門医	要	3	要	1	要	1	不要	要	常勤医師1名以上	要	病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科又は小児科	不要	不要	要	不要	要	不要	要	要	1	不要			
26	二二六	スキンドファイバー法による悪性高熱症診断法(手術が予定されている者で、悪性高熱症が強く疑われる者に係るものに限る。)	要	麻酔科	要	麻酔科専門医	不要	要	5	要	3	不要	要	常勤医師2名以上	不要	不要	不要	不要	要	麻酔科	要	要	要	緊急手術の実施体制	要	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	3	不要				
27	二二七	血小板膜糖蛋白異常症の病型及び病因診断(血小板無力症又はベルナル・スーリエ症候群に係るものに限る。)	先進医療から削除へ																																	
28	二二八	焦点式高エネルギー超音波療法(前立腺肥大症に係るものに限る。)	保険収載へ																																	
29	二二九	レーザー応用による齶蝕除去・スケリングの無痛療法(齶蝕症又は歯周疾患による歯石沈着症に係るものに限る。)	保険収載へ																																	
30	三三〇	オープンMRを用いた腰椎椎間板ヘルニアに対するヤグレーザーによる経皮的椎間板減圧術(腰椎椎間板ヘルニア(髄核が完全脱出でないヘルニアに限る。))に係るものに限る。)	先進医療から削除へ																																	
31	三三一	顎関節鏡視下レーザー手術併用による円板縫合固定術(顎関節脱臼又は顎関節内障のうち円板を中心とした顎関節内部の軟組織に異常を伴うものに限る。)	先進医療から削除へ																																	
32	三三二	肺腫瘍のCTガイド下気管支鏡検査	要	内科、呼吸器科又は外科	要	呼吸器専門医又は気管支鏡専門医	不要	要	5	要	5	不要	要	常勤医師1名以上	要	麻酔科医1名以上及び放射線科医1名以上。病理検査部門が設置され病理医1名	不要	要	診療放射線技師	不要	要	内科、呼吸器科又は外科並びに放射線科及び麻酔科	要	要	要	不要	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	5	不要			
33	三三三	先天性血液凝固異常症の遺伝子診断(アンチトロンビン欠乏症、第Ⅶ因子欠乏症、先天性アンチトロンビンⅢ欠乏症、先天性ヘパリンコファクターⅡ欠乏症又は先天性プラスミノーゲン欠乏症に係るものに限る。)	要	内科又は小児科	要	血液専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	要	3	要	1	要	1	不要	要	常勤医師1名以上	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科又は小児科	不要	不要	要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	遺伝カウンセリングの実施体制が必要	不要			

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

先 - 5 - 3
20. 3. 12

No.	告示番号	先進医療名及び適応症	I. 実施責任医師の要件														II. 医療機関の要件														III. その他の要件					
			診療科		資格		当該診療科の経年数	当該技術の経年数	当該技術の経年数(例)	当該技術の経年数(例)	当該技術の経年数(例)	当該技術の経年数(例)	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携体制	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告	その他						
			要件	内容	要件	内容	要件	要件	要件	要件	要件	要件	内容	要件	内容	要件	看護	要件	内容	要件	内容	要件	要件	要件	要件	要件	要件	要件	要件	要件	要件	要件				
34	三十四	顎関節脱臼内視鏡下手術(習慣性顎関節脱臼に係るものに限る。)	先進医療から削除へ																																	
35	三十五	筋強直性(筋緊張性)ジストロフィーのDNA診断	要	内科、神経内科又は小児科	要	神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	不要	要	3	要	2	不要	要	常勤医師2名以上	不要	不要	不要	不要	要	内科、神経内科又は小児科	不要	不要	不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	2	遺伝カウンセリングの実施体制が必要	不要				
36	三十六	SDI法による抗がん剤感受性試験(がん性腹膜炎又はがん性胸膜炎に係るものに限る。)	一部 保険収載へ																																	
37	三十七	栄養障害型表皮水疱症のDNA診断	保険収載へ																																	
38	三十八	家族性アミロイドーシスのDNA診断	保険収載へ																																	
39	三十九	三次元形状解析による顔面の形態的診断(頭蓋、顔面又は頭部の変形性疾患に係るものに限る。)	要	形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科	要	形成外科専門医、脳神経外科専門医、小児科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は口腔外科専門医	要	4	要	1	要	5	不要	要	常勤医師又は歯科医師1名以上	不要	不要	不要	不要	要	形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科及び麻酔科	不要	不要	不要	不要	要	不要	不要	不要	不要	要	要	5	不要		
40	四十	マス・スペクトロメトリーによる家族性アミロイドーシスの診断(トランスサイレチン異常による家族性アミロイドーシスに係るものに限る。)	先進医療から削除へ																																	
41	四十一	抗がん剤感受性試験(進行胃がん、大腸がん、食道がん、頭頸部進行がん、進行乳がん、消化器がん、肺がん、がん性胸・腹膜炎、子宮頸・体がん又は卵巣がん(胸水又は腹水例を含む。))に係るものに限る。)	一部 保険収載へ																																	
42	四十二	子宮頸部前がん病変のHPV-DNA診断	要	産婦人科	要	産婦人科専門医	不要	要	1	要	3	不要	要	常勤医師1名以上	要	病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	不要	不要	要	産婦人科	要	要	不要	要	要	必要なときは必ず事前に開催する	要	要	3	不要					
43	四十三	不整脈疾患における遺伝子診断(先天性QT延長症候群に係るものに限る。)	保険収載へ																																	

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

No.	告示番号	先進医療名及び適応症	I. 実施責任医師の要件														II. 医療機関の要件														III. その他の要件									
			診療科	資格	当診療科の経年数	当技術の経年数	当技術の経年数(例数)	当技術の経年数(例数)	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携体制	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告	その他														
																											要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容
44	四十四	腹腔鏡下肝部分切除術(肝外側区域切除術を含み、肝腫瘍に係るものに限る。)	要	消化器科又は外科	要	消化器外科専門医	不要	5	要	10	要	10	要	常勤医師3名以上	要	麻酔科医1名以上。病理検査部門が設置され病理医1名	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要	消化器科又は外科及び麻酔科	要	要	要	不要	要	要	10	要	10	6			
45	四十五	画像診断ナビゲーション手術(頭頸部若しくは脊椎の腫瘍、血管病変又は脊椎病変に係るものに限る。)	保険収載へ																																					
46	四十六	悪性腫瘍に対する陽子線治療(固形がんに係るものに限る。)	要	放射線科	要	放射線科専門医	要	10	要	2	要	5	要	5	要	常勤医師2名以上	不要	不要	要	診療放射線技師	不要	要	放射線科	不要	不要	不要	不要	要	放射線科	不要	要	要	要	不要	要	要	10	不要		
47	四十七	エキシマレーザーによる治療的角膜切除術(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)	要	眼科	要	眼科専門医	要	5	要	5	要	10	要	10	要	常勤医師3名以上	要	麻酔科医1名以上	不要	要	臨床工学技士	不要	要	眼科	不要	不要	不要	不要	要	眼科	不要	要	不要	要	要	10	要	10	6	
48	四十八	成長障害のDNA診断(特発性低身長症に係るものに限る。)	要	内科又は小児科	要	内分泌代謝科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	不要	1	要	3	不要		要	常勤医師2名以上	不要	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科又は小児科	不要	不要	不要	不要	要	内科又は小児科	不要	要	要	要	要	3	不要	遺伝カウンセリングの実施体制が必要	不要			
49	四十九	生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、嚢胞性肺繊維症又は肺嚢胞症に係るものに限る。)	保険収載へ																																					
50	五十	耳鼻いんこう科領域の機能障害を伴った顎関節症に対する中耳伝音系を指標とした顎位決定法	先進医療から削除へ																																					
51	五十一	門脈圧亢進症に対する経頸静脈肝門門脈大循環短絡術(内視鏡的治療若しくは薬物治療抵抗性の食道・胃静脈瘤、門脈圧亢進症性胃腸症、難治性腹水又は難治性肝性胸水に係るものに限る。)	要	内科又は消化器科	要	肝臓専門医	不要	3	要	10	要	5	要	常勤医師2名以上	要	外科医2名以上及び麻酔科医1名以上	不要	不要	要	臨床工学技士	不要	要	内科又は消化器科並びに外科及び麻酔科	要	要	要	不要	要	要	要	要	要	要	要	5	不要				
52	五十二	乳房温存療法における鏡視下腋窩郭清術(主に乳房温存手術が可能なステージⅠ又はステージⅡの乳がんに係るものに限る。)	要	外科	要	乳腺専門医	要	5	要	3	要	5	不要	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科医1名以上。病理検査部門が設置され病理医1名以上	要	10	不要	要	1	要	外科及び麻酔科	要	外科系当直医師	要	要	要	不要	要	不要	要	要	要	10	不要			
53	五十三	声帯内自家側頭筋移植術(一側性反回神経麻痺又は声帯溝症に係るものに限る。)	要	耳鼻咽喉科	要	耳鼻咽喉科専門医	不要	3	要	10	要	5	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科医1名以上	不要	不要	不要	不要	不要	要	耳鼻咽喉科及び麻酔科	要	要	要	不要	要	要	要	要	要	要	5	不要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要		
54	五十四	骨髄細胞移植による血管新生療法(閉塞性動脈硬化症又はパージャーカー病(従来の治療法に抵抗性のもので、フォンタン分類Ⅲ度又は同分類Ⅳ度のものに限る。))に係るものに限る。)	要	循環器科、外科又は心臓血管外科	要	循環器専門医又は心臓血管外科専門医	要	10	要	5	要	5	不要	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科医1名以上。輸血部門が設置され常勤医1名以上	要	10	要	専任の細胞培養の担当者	要	200	要	循環器科、外科、心臓血管外科又は麻酔科	要	要	要	不要	要	要	要	要	要	5	細胞培養を実施していること	要	5	6	

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

No.	告示番号	先進医療名及び適応症	I. 実施責任医師の要件														II. 医療機関の要件														III. その他の要件							
			診療科	資格	当診療科の経験年数	当技術の経験年数	当技術の経験例数実施者[術者]	当技術の経験例数助手は術者	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携体制	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施例数	その他	頻回の実績報告	その他												
																											要件	内容	要件	内容	要件	()年数以上	()年数以上	()例以上	()例以上	要件	内容	要件
55	五十五	ミトコンドリア病のDNA診断(高乳酸血症その他のミトコンドリア機能低下が疑われる疾患に係るものに限る。)	要	内科、神経内科又は小児科	要	内分泌代謝科専門医、神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	不要	要	1	要	1	不要	要	常勤医師2名以上	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科、神経内科又は小児科	不要	不要	要	要	要	要	要	要	要	要	1	遺伝カウンセリングの実施体制が必要	不要				
56	五十六	鏡視下肩峰下腔徐圧術(透析アミロイド肩関節症又は腱板断裂、五十肩若しくは関節リウマチその他の原因による肩インピンジメント症候群に係るものに限る。)	要	整形外科	要	整形外科専門医	不要	要	5	要	10	要	10	要	常勤医師3名以上	要	要	要	不要	不要	要	整形外科及び麻酔科	要	要	要	要	要	要	要	要	要	10	必要ときは必ず事前に開催する	要	10	6		
57	五十七	神経変性疾患のDNA診断(ハンチントン舞踏病、脊髄小脳変性症、球脊髄性筋萎縮症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症周期性四肢麻痺又はマックリード症候群その他の神経変性疾患に係るものに限る。)	要	内科、神経内科又は小児科	要	神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医	不要	要	1	要	2	不要	要	常勤医師2名以上	不要	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科、神経内科又は小児科	不要	不要	要	要	要	要	要	要	要	2	遺伝カウンセリングの実施体制が必要	不要					
58	五十八	脊髄性筋萎縮症のDNA診断	保険収載へ																																			
59	五十九	難治性眼疾患に対する羊膜移植術(再発翼状片、角膜上皮欠損(角膜移植によるものを含む。)、角膜穿孔、角膜化学腐食、角膜瘻瘍、瞼球癒着(ステーブンス・ジョンソン症候群、眼類天泡瘻、熱・化学外傷癒痕期その他の重症の癒痕性角結膜疾患を含む。)、結膜上皮内過形成又は結膜腫瘍その他の眼表面疾患に係るものに限る。)	要	眼科	要	眼科専門医	要	5	要	5	要	3	要	3	要	常勤医師3名以上	要	要	不要	要	専任の細胞培養の担当者	不要	要	眼科、産科及び麻酔科	要	要	要	要	要	要	要	要	要	3	細胞培養を実施していること	要	10	6
60	六十	固形がんに対する重粒子線治療	要	放射線科	要	放射線科専門医	要	10	要	2	要	5	要	5	要	常勤医師2名以上	不要	不要	要	診療放射線技師	不要	要	放射線科	不要	不要	要	要	要	要	要	要	要	10	必要ときは必ず事前に開催する	不要			
61	六十一	脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術(原発性脊椎腫瘍又は転移性脊椎腫瘍に係るものに限る。)	要	整形外科	要	整形外科専門医	不要	要	5	要	10	要	10	要	常勤医師3名以上	要	要	不要	要	理学療法士	不要	要	整形外科及び麻酔科	要	要	要	要	要	要	要	要	要	5	当該療養の実施後に化学療法その他悪性腫瘍に係る治療を行う体制が整備されていること	要	10	6	
62	六十二	31燐-磁気共鳴スペクトロスコピーとケミカルシフト画像による糖尿病性足病変の非侵襲的診断(糖尿病性足病変危険群と考えられる糖尿病患者に係るものに限る。)	要	内科又は放射線科	要	糖尿病専門医又は放射線科専門医	要	7	要	5	要	5	不要	要	常勤医師2名以上	要	要	不要	要	診療放射線技師	不要	要	内科又は放射線科	不要	不要	要	要	要	要	要	要	5		不要				
63	六十三	特発性男性不妊症又は性腺機能不全症の遺伝子診断	先進医療から削除へ																																			
64	六十四	遺伝性コプロポルフィン症のDNA診断	先進医療から削除へ																																			

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

No.	告示番号	先進医療名及び適応症	I. 実施責任医師の要件															II. 医療機関の要件															III. その他の要件				
			診療科	資格	当診療科の経験年数	当技術の経験年数	当技術の経験数(例数)	当技術の経験数(例数)	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携体制	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告	その他											
																											要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件
65	六十五	固形腫瘍(神経芽腫)のRNA診断	要	小児科又は小児外科	要	小児科専門医又は小児外科専門医	不要	要	3	要	3	不要	要	常勤医師2名以上	要	病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	看護	要	臨床検査技師	不要	要	小児科又は小児外科	要	要	要	不要	要	要	要	要	要	3	不要			
66	六十六	硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療(腰椎椎間板ヘルニア、腰部椎管狭窄症又は腰椎手術の実施後の腰下肢痛(保存治療に抵抗性のものに限る。)に係るものに限る。)	要	整形外科又は麻酔科	要	整形外科専門医又は麻酔科専門医	要	10	要	3	要	10	要	10	要	常勤医師3名以上	要	整形外科1名以上及び麻酔科1名以上	不要	看護	不要	要	整形外科及び麻酔科	要	要	要	不要	要	要	要	要	要	10	要	10	6	
67	六十七	重症BCG副反応症例における遺伝子診断(BCG副反応症例又は非定形抗酸菌感染で重症、反復若しくは難治である場合に係るものに限る。)	要	内科又は小児科	要	感染症専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	1	要	1	不要	要	常勤医師1名以上	不要		不要	看護	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科又は小児科	不要	要	要	要	要	要	要	1	不要			
68	六十八	骨軟部腫瘍切除後骨欠損に対する自家液体要素処理骨移植	要	整形外科	要	整形外科専門医	不要	要	5	要	5	不要	要	常勤医師3名以上	要	麻酔科1名以上。病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	看護	要	理学療法士	不要	要	整形外科及び麻酔科	要	要	要	要	当該療養の実施後に化学療法その他悪性腫瘍に係る治療を行う体制	要	要	要	要	要	5	要	10	6
69	六十九	膵腫瘍に対する腹腔鏡補助下膵切除術(インスリンーマ、膵動脈瘤、粘液性嚢胞腫瘍、膵管内腫瘍その他の膵良性腫瘍に係る膵体尾部切除又は核出術に限る。)	要	消化器科又は外科	要	消化器外科専門医	不要	要	5	要	10	要	10	要	常勤医師3名以上	要	麻酔科1名以上。病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	看護	不要	要	臨床検査技師	不要	要	消化器科又は外科及び麻酔科	要	要	要	不要	要	要	要	要	10	要	10	6
70	七十	低悪性度非ホジキンリンパ腫の遺伝子診断(マントル細胞リンパ腫の補助診断として用いるものに限る。)	要	内科又は小児科	要	血液専門医	要	3	要	1	要	1	不要	要	常勤医師1名以上	要	病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	看護	要	臨床検査技師	不要	要	内科又は小児科	不要	要	要	要	要	要	要	1	不要				
71	七十一	悪性脳腫瘍に対する抗がん剤治療における薬剤耐性遺伝子解析	要	脳神経外科	要	脳神経外科専門医	不要	要	3	要	3	不要	要	常勤医師2名以上	要	病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	看護	不要	要	不要	不要	要	脳神経外科	要	要	要	不要	要	要	要	3	不要				
72	七十二	高発がん性遺伝性皮膚疾患のDNA診断(基底細胞母斑症候群又はカウデン病に係るものに限る。)	先進医療から削除へ																																		
73	七十三	Q熱診断における血清抗体価測定及び病原体遺伝子診断(急性期又は慢性期のQ熱に係るものに限る。)	要	内科又は小児科	要	感染症専門医	要	5	要	1	要	1	不要	要	常勤医師1名以上	不要		不要	看護	不要	要	臨床検査技師	不要	要	内科又は小児科	不要	要	要	要	要	要	1	不要				
74	七十四	エキシマレーザー冠動脈形成術(従来の経皮的冠動脈形成術による治療が困難なもの、慢性完全閉塞のもの又はこれに準ずるものに限る。)	要	循環器科	要	循環器専門医	要	5	要	5	要	10	不要	要	常勤医師3名以上	要	心臓血管外科2名以上、麻酔科1名以上	不要	看護	要	臨床工学技士	不要	要	循環器科、心臓血管外科及び麻酔科	要	要	要	不要	要	要	要	要	10	要	10	6	

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

No.	告示番号	先進医療名及び適応症	I. 実施責任医師の要件														II. 医療機関の要件														III. その他の要件											
			診療科		資格		当診療科の経年数	当技術の経年数	当技術の経年数(例)	当技術の経年数(例)	当技術の経年数(例)	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携体制	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告	その他													
			要件	内容	要件	内容	(年数以上)	(年数以上)	(例以上)	(例以上)	内容	要件	内容	要件	内容	要件	(床以上)	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	(症例)	(月間)	内容											
96	九十六	CYP2C19遺伝子多型検査に基づくテラーメイドのヘリコバクター・ピロリ除菌療法(ヘリコバクター・ピロリ感染を伴う胃潰瘍又は十二指腸潰瘍に係るものに限る。)	要	消化器科	要	消化器病専門医	無	要	1	要	1	不要		要	常勤医師1名以上	不要		不要		要	臨床検査技師	不要		要	消化器科	不要		不要	不要	不要	要	要	必要なときは必ず事前に開催する	要	要	10	不要					
97	九十七	非生体ドナーから採取された同種骨・靭帯組織の凍結保存(骨又は靭帯の再建術であって、先天性疾患、外傷性(欠損性又は感染性偽関節に係るものに限る。)、骨腫瘍切除後、関節固定術時若しくは人工関節置換術時(初回又は再置換術時に限る。))の広範囲骨欠損、脊椎固定術時の骨融合促進又は靭帯断裂による関節不安定性に係るものに限る。)	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	5	要	5	要	3	要	5	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科医1名以上		要	組織移植を専ら担当する者が配置されていること。	要	1	要	整形外科	要		要	要	不要	要	要	必要なときは必ず事前に開催する	要	要	5	日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること。	要	10	6		
98	九十八	X線CT画像診断に基づく手術用顕微鏡下における歯根端切除手術(難治性根尖性歯周炎であって、通常の根管治療では効果が認められないものに限る。)	要	歯科	要	歯科保存治療専門医	要	5	要	3	要	5	要	1	要	当技術の経験を3年以上有する日本歯科保存学会専門医を含む常勤歯科医師2名以上	不要		不要		要	看護師又は歯科衛生士1名以上	不要		要	歯科	不要		不要	不要	不要	要	不要		要	要	10	要	20	6		
99	九十九	定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価(骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍掻爬術後若しくは骨髄炎掻爬術後の症状に係るものに限る。)	要	整形外科	要	整形外科専門医	要	6	要	1	要	3	不要		要	常勤医師1名以上	不要		不要		不要		不要		要	整形外科	不要		不要	不要	不要	要	不要		要	要	5	不要				
100	百	膀胱水圧拡張術(間質性膀胱炎に係るものに限る。)	要	泌尿器科	要	泌尿器科専門医	要	5	要	1	要	5	不要		要	常勤医師1名以上	要	麻酔科医1名以上	要	10	不要		要	1	要	泌尿器科	要		要	要	不要	要	不要		要	要	5	不要				
101	百一	色素性乾皮症に係る遺伝子診断	要	皮膚科	要	皮膚科専門医又は臨床遺伝専門医	要	5	要	3	要	3	不要		要	常勤医師2名以上	不要		不要		要	臨床検査技師	不要		要	皮膚科	不要		不要	不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	3	遺伝カウンセリングの実施体制が必要	不要			
102	百二	先天性高インスリン血症に係る遺伝子診断	要	小児科又は小児外科	要	小児科専門医、小児外科専門医又は臨床遺伝専門医	要	3	要	1	要	1	不要		要	常勤医師1名以上	不要		不要		要	臨床検査技師	不要		要	小児科又は小児外科	不要		不要	不要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	1	遺伝カウンセリングの実施体制が必要	不要			
103	百三	歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法(歯周炎による重度垂直性骨欠損に係るものに限る。)	要	歯科又は歯科口腔外科	要	歯周病専門医又は口腔外科専門医	要	5	要	3	要	5	要	1	要	当該療養に係る三年以上の経験を有し、歯周病専門医又は口腔外科専門医である常勤の歯科医師	不要		不要		要	看護師又は歯科衛生士1名以上	不要		要	歯科又は歯科口腔外科	不要		不要	不要	不要	要	不要		要	要	10	要	20	6		

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

No.	告示番号	先進医療名及び適応症	I. 実施責任医師の要件											II. 医療機関の要件											III. その他の要件													
			診療科	資格	当該診療科の経験年数	当該技術の経験年数	当該技術の経験者数[術者]	当該技術の経験者数[助手]	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携体制	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施例数	その他	頻回の実績報告	その他												
																											要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容	要件	内容
112	限七	筋過緊張に対するマッスル・アフレント・ブロック(MAB)治療(ジストニア、痙性麻痺その他局所の筋過緊張を呈する病態に係るものに限る。)	要	内科又は神経内科	要	神経内科専門医	不要	要	5	要	5	不要	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科医1名以上。病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	不要	不要	不要	要	内科又は神経内科及び麻酔科	要	要	要	要	緊急手術の実施体制	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	5	不要				
113	限八	胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法(胸部悪性腫瘍(従来の外科的治療法の実施が困難なもの又は外科的治療法の実施により根治性が期待できないもの)に係るものに限る。)	要	呼吸器外科又は放射線科	要	呼吸器外科専門医又は放射線科専門医	要	5	要	5	要	10	要	10	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科医1名以上。病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	要	臨床工学技士	不要	要	呼吸器外科又は放射線科及び麻酔科	要	要	要	要	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	10	要	10	6	
114	限九	腎悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法(腎悪性腫瘍(従来の外科的治療法の実施が困難なもの又は外科的治療法の実施により根治性が期待できないもの)に係るものに限る。)	要	呼吸器科	要	泌尿器科専門医	要	5	要	3	要	3	要	2	要	常勤医師が2名以上	要	麻酔科医1名以上	不要	要	臨床工学技士	要	1	要	泌尿器科	要	要	要	不要	要	不要	要	要	5	不要			
115	限十	樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法(腫瘍抗原を発現する消化管悪性腫瘍(食道がん、胃がん又は大腸がん)、進行再発乳がん又は原発性若しくは転移性肺がんに係るものに限る。)	要	内科、消化器科又は外科	要	消化器外科専門医、消化器病専門医、乳腺専門医、呼吸器外科専門医又は血液専門医	不要	要	5	要	5	不要	要	常勤医師2名以上	要	病理検査部門が設置され病理医1名以上。輸血部門が設置され常勤医1名以上	不要	要	専任の細胞培養の担当者及び品質管理担当者が配置	不要	不要	要	内科、消化器科又は外科	要	要	要	要	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	15	細胞培養を実施していること	要	10	6	
116	限十一	内視鏡下甲状腺がん手術(甲状腺乳頭がんに係るものに限る。)	要	外科又は耳鼻咽喉科	要	外科専門医又は耳鼻咽喉科専門医	不要	要	5	要	20	不要	要	常勤医師3名以上	要	麻酔科医1名以上。病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	不要	不要	不要	要	外科又は耳鼻咽喉科及び麻酔科	要	要	要	要	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	10	要	10	6			
117	限十二	骨腫瘍のCT透視ガイド下経皮的ラジオ波焼灼療法(転移性骨腫瘍で既存の治療法により制御不良なもの又は類骨腫(診断の確実なもの)に限る。)	要	整形外科又は放射線科	要	整形外科専門医又は放射線科専門医	不要	要	5	要	10	要	10	要	常勤医師3名以上	要	麻酔科医1名以上。病理診断部門が設置され病理医1名以上	不要	要	臨床工学技士	不要	要	整形外科又は放射線科及び麻酔科	要	要	要	要	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	10	要	10	6		
118	限十三	下肢静脈瘤に対する血管内レーザー治療法(一次性下肢静脈瘤に係るものに限る。)	要	外科又は心臓血管外科	要	心臓血管外科専門医	要	5	要	3	要	10	不要	要	常勤医師3名以上	要	麻酔科医1名以上	要	10	要	臨床工学技士	要	100	要	外科又は心臓血管外科及び麻酔科	要	要	要	不要	要	要	届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催する	要	要	10	要	10	6
119	限十四	胎児胸腔・羊水腔シャントチューブ留置術(原発性胎児胸水又は肺分画症による続発性胎児胸水のうち、胎児水腫又は羊水過多であるものであって、胸腔穿刺後すみやかな胸水の再貯留が認められるもの(妊娠二十週から三十四週未満のもの)に限る。)	要	小児科又は産科	要	産婦人科専門医	要	5	要	5	不要	要	5	要	常勤医師2名以上	要	小児科、産科及び麻酔科医1名以上	不要	不要	不要	不要	要	小児科、産科及び麻酔科	要	要	要	要	不要	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	5	不要			

先進医療施設基準(要件)一覧表 (案)

No.	告示番号	先進医療名及び適応症	I. 実施責任医師の要件											II. 医療機関の要件											III. その他の要件											
			診療科	資格	当該診療科の経年数	当該技術の経年数	当該技術の経年数 [術者]	当該技術の経年数 [助手]	その他	実施診療科の医師数	他診療科の医師数	看護配置	その他医療従事者の配置	病床数	診療科	当直体制	緊急手術の実施体制	院内検査	他の医療機関との連携体制	保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他	頻回の実績報告	その他										
																											要件	内容	要件	内容	要件	()年数以上	要件	()年数以上	要件	()例以上
120	限十五	早期胃がんに対する腹腔鏡下センチネルリンパ節検索	要	消化器科又は外科	要	消化器外科専門医	不要	要	5	要	5	不要	要	常勤医師2名以上	要	放射線科医1名以上及び麻酔科医1名以上。病理検査部門が設置され病理医1名以上	不要	要	薬剤師	不要	要	消化器科又は外科並びに放射線科及び麻酔科	要	要	要	不要	要	不要	要	要	5	不要				
121	限十六	副甲状腺内活性型ビタミンD(アナログ)直接注入療法(二次性副甲状腺機能亢進症に係るものに限る。)	要	内科又は泌尿器科	要	内分泌代謝科専門医又は泌尿器科専門医	不要	要	5	要	5	不要	要	常勤医師2名以上	要	麻酔科医1名以上	不要	要	臨床工学技士	不要	要	内科又は泌尿器科及び麻酔科	要	要	要	緊急手術の実施体制	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	5	緊急手術の実施体制	不要			
122	限十七	自己腫瘍(組織)を用いた活性化自己リンパ球移入療法(がん性の胸水、腹水又は進行がんに係るものに限る。)	要	内科、呼吸器科、消化器科又は外科	要	消化器外科専門医、消化器病専門医、呼吸器外科専門医又は血液専門医	不要	要	5	要	5	不要	要	常勤医師2名以上	不要		不要	要	専任の細胞培養の担当者及び品質管理担当者が配置	不要	要	内科、呼吸器科、消化器科又は外科	要	要	要	不要	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	15	細胞培養を実施していること	要	10	6
123	限十八	自己腫瘍(組織)及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法(がん性の胸水、腹水又は進行がんに係るものに限る。)	要	内科、呼吸器科、消化器科又は外科	要	消化器外科専門医、消化器病専門医、呼吸器外科専門医又は血液専門医	不要	要	5	要	5	不要	要	常勤医師2名以上	不要		不要	要	専任の細胞培養の担当者及び品質管理担当者が配置	不要	要	内科、呼吸器科、消化器科又は外科	要	要	要	不要	要	要	必要ときは必ず事前に開催する	要	要	15	細胞培養を実施していること	要	10	6

標榜診療科の見直しに伴う先進医療における対応について

1. 経緯

患者や住民自身が自分の病状に合った適切な医療機関の選択を支援するという観点から、一つひとつ診療科名を列挙して規定する方式を改め、一定の性質を有する事項を診療科名とする方式とし、医療機関が広告できる診療科名を相当程度拡大することとして医療法体系が改正され、標榜診療科は次のとおり見直されることとなった。

2. 見直しの概要

(1) 医科について

- 次に掲げる診療科について、ルール①及び②に基づき、a から d までに掲げる事項と組み合わせたものを診療科名として認めることとする。

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科及び救急科

- ・ ルール① 以下に掲げるaからdまでの事項について、複数組み合わせることができる。

(例) 「内科」と「(b)老人」と「(c)心療」とを組み合わせ、「老人心療内科」と広告することは可能。

- ・ ルール② 以下に掲げるaからdまでの事項について、同じ分類に属するもの同士を複数組み合わせることは出来ない。

(例) 「外科」と「(b)老人」と「(b)小児」とを組み合わせ、「老人小児外科」と広告することはできない。

→ 代わりに、「外科 (老人・小児)」・「老人外科・小児外科」という形で広告することは可能

a 臓器や体の部位の名称

頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血

管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝又はこれらを構成する人体の組織、器官、臓器若しくは身体の部位又はこれらの臓器等が果たす機能の一部。

b 患者の特性（患者の性別・年齢等）

男性、女性、小児、老人又は患者の性別、年齢を示す名称であって、これらに類するもの。

c 診療方法の名称

整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療、疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語。

d 症状又は疾患の名称

感染症、腫瘍、糖尿病、アレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に属する特定の疾病若しくは病態。

- ただし、組み合わせの結果、不合理な内容等であるものについては、診療科名として広告してはならない。

（例） 「内科」と「整形」、「皮膚科」と「呼吸器」等

(2) 歯科について

- 歯科について、ルール①及び②（（1）医科と同じ）に基づき、a 及び b に掲げる事項とを組み合わせたものを診療科名として認めることとする。

a 患者の特性

小児又は患者の年齢を示す名称であって、これに類するもの。

b 診療方法の名称

矯正、口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語。

- ただし、組み合わせの結果、不合理な内容等であるものについては、診療科名として広告してはならない。

(3) 施行期日等

- 施行期日は、平成20年4月1日
- 改正により廃止される診療科名（※）については、経過措置として、施行

日前から広告している場合は、施行日以後も広告を続けることができる

※ 神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、気管食道科、胃腸科

3. 先進医療における対応

先進医療においては、各医療技術の施設基準である

- ・ 医師が専ら従事する標榜診療科
- ・ 医療機関の標榜診療科

について、

○ 医科の標榜診療科

内科、心療内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、性病科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、リハビリテーション科又は放射線科

○ 歯科の標榜診療科

歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科

の中から設定することとしていたところ、今回の医療法体系の見直しにあわせ、

- ① 平成20年4月以降、先進医療として認められる医療技術については、今回の標榜診療科の見直しの内容にあわせて、適切な標榜診療科を施設基準として設定する
- ② 平成20年3月までに先進医療として認められた医療技術であって、同年4月以降も先進医療として継続されるものについては、同年3月までに施設基準として設定された標榜診療科を継続し、必要に応じて見直しを検討する

こととしてはどうか。